

答申個第84号  
平成29年11月15日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 佐伯 彰 洋  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年9月28日付け西区窓第63号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

請求者の主張を役所に認めさせる目的で請求した請求書の個人情報開示請求却下処分事案（諮問個第97号）



## 1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示請求却下処分は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、平成27年7月15日付けで、次のとおり個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

H27. 4. 10西区窓第7号の却下した理由ねつ造？です。心外です。理由として市民の主張を役所に認めさせることが目的であると書いてあります。

つきましては「市民の主張を役所に認めさせる目的で請求した」請求書を一切切開示して欲しい。貴職が明記した。「ある」でしょう。

1. H27. 1～H27. 2まで
2. H27. 3～直近まで（却下処分が多発した）

- (2) 実施期間は、本件請求に対して平成27年7月30日付けで、個人情報開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）をし、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

主張を認めさせる目的であるかどうかは、個々の請求ごとに判断している。

本件請求は、請求者がこれまで行ってきた個人情報開示請求に対する実施機関の評価を求めるものであり、実施機関がどのような個人情報を保有しているかを確認することを保障するための制度である個人情報開示請求制度の趣旨を著しく逸脱したものであるため。

- (3) 異議申立人は、平成27年8月28日付けで本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

## 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

個人情報開示請求却下処分通知書及び理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次

のとおりであると認められる。

(1) 異議申立人が本件請求で言及している個人情報開示請求却下処分について

貴審査会の平成27年3月23日付け答申個第26号において、異議申立人が、実施機関から既に開示を受けた文書や実施機関から受領した文書について、「修飾語」を付けたうえで、あるいは「修飾語」を付けず、何度も繰り返し請求を行っている事例が多数見受けられるとしたうえで、異議申立人が「修飾語」を付けて行う請求は、異議申立人の主張を実施機関に認めさせることを目的とした請求であり、また、「修飾語」を付していない請求であっても、繰り返し請求することに正当な理由が認められない請求については、個人情報開示請求の趣旨から著しく乖離するもので、権利の濫用に当たり、実施機関は今後当該請求を却下できると指摘している。

当職は、この答申を受けて、異議申立人が本件請求で言及している次の個人情報開示請求却下処分を行っている。

平成27年4月10日付け京都市指令西区窓第7号

<却下理由>

平成26年9月5日付け京都市指令西区窓第12号で既に開示済みの文書について、請求者の主観的評価を加えて開示を求めるもので、請求者の主張を西京区役所市民窓口課に認めさせることを目的とするものであると認められる。

なお、上記の個人情報開示請求却下処分に対して、異議申立人から、平成27年8月12日に異議申立てが出され、貴審査会に諮問済みである。

(2) 本件処分について

上記(1)のとおり、当職は、答申個第26号を受けて、個人情報開示請求について、主張を認めさせる目的であるかどうか、繰り返し請求に当たるかどうかは、個々の請求ごとに判断している。

どのような個人情報開示請求を行っているかは、開示請求書の控えを保有しているため、当然異議申立人が承知している情報であることからしても、本件請求は、上記(1)の却下処分を受けて、これまで異議申立人が行ってきた個人情報開示請求について、当職の評価を求めるものであり、当職がどのような個人情報を保有しているかの開示を求めるという個人情報開示請求制度の趣旨から著しく逸脱したもので、権利の濫用に当たるものであることは明らかである。

また、異議申立書で、次のように述べていることからしても、本件請求が個人情報開示請求制度の趣旨を逸脱したものであることは明らかである。

「私は心外ですので、…「市民の主張を役所に認めさせる目的で請求した」請求書は「ない」と回答して欲しかったのです。」

(3) 以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

却下処分ではなく、「ある」か「不存在」で回答をいただきたいかったです。

京都市が却下処分を多発した、しかし却下理由がすべてねつ造だった。

本件私の目的は、実施機関がどのような個人情報を保有しているかを確認しただけであり、本制度の趣旨と合致しております。私の目的は京都市のねつ造や、その他犯罪をなくして欲しいのです。私は心外ですので、役所のいう所の却下処分時に「市民の主張を役所に認めさせる目的で請求した」請求書は「ない」と回答して欲しかったのです。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件請求に至るまでの経過について

ア 異議申立人は、平成27年3月18日に、個人情報開示請求書に「嘘が書いてあるので欲しい。」と記載したうえで、請求対象文書の発信日、発信元及び発信先を明記して、個人情報開示請求を行った。

イ 実施機関は、当該請求について、既に開示している文書に請求者の主観的評価を加えて開示を求めるものであり、請求者の主張を実施機関に認めさせることを目的とするものであると認められることから権利の濫用に当たると判断し、平成27年4月10日付け京都市指令西区窓第7号により却下処分を行った。

### (2) 本件請求について

ア 異議申立人は、個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）において、「H27. 4. 10 西区窓第7号の却下した理由ねつ造？です。心外です。理由として市民の主張を役所に認めさせることが目的であると書いてあります。つきましては「市民の主張を役所に認めさせる目的で請求した」請求書を一切適切開示して欲しい。貴職が明記した。「ある」でしょう。 1. H27. 1～H27. 2まで 2. H27. 3～直近まで（却下処分が多発した）」と記載している。

イ 当審査会は、本件請求書に記載されている「H27. 4. 10 西区窓第7号」に合致す

る個人情報開示請求却下処分通知書を確認したところ、却下理由として、「請求者の主観的評価を加えて開示を求めるもので、請求者の主張を西京区役所区民部市民窓口課に認めさせることを目的とするものであると認められる。したがって、本件請求は、個人情報開示請求制度の趣旨から著しく乖離したものであり、権利の濫用に当たるため。」と示されていた。

ウ 異議申立人は、上記(2)イの平成27年4月10日付けの却下処分を受けて、本件請求書において「却下した理由ねつ造?です。」と主張したうえで、「「市民の主張を役所に認めさせる目的で請求した」請求書」を請求している。

エ このことから異議申立人は、自己の主張を実施機関に認めさせることを目的とした請求であるとの理由で実施機関が却下処分をした、その請求書を求めているとも解することができるが、本件請求書における「一切合切」との表現や、却下処分のない「H27.1～H27.2まで」と、「H27.3～直近まで(却下処分が多発した)」との期間を記載していることから、却下処分を前提としたものではなく、平成27年1月以降に異議申立人が行った個人情報開示請求のうち、自己の主張を実施機関に認めさせることを目的に請求した請求書の全てを求めているものと認められる。

### (3) 本件処分について

ア 異議申立人が求める文書は、6(2)で確認したとおり、異議申立人が行った個人情報開示請求のうち、自己の主張を実施機関に認めさせることを目的に請求した請求書の全てであり、その期間は平成27年1月から本件請求のあった平成27年7月15日まで(以下「対象期間」という。)のものである。

イ 異議申立人は、対象期間において多数の個人情報開示請求を行っており、本件請求は、その対象期間における全ての請求書に関して、自己の主張を実施機関に認めさせる目的のものであるか否かの判断を実施機関に求めるものであって、これは明らかに実施機関の主観的評価を求めるものであると言わざるを得ない。

ウ したがって、本件請求は、実施機関がどのような個人情報を保有しているかを確認することを保障するための制度である個人情報開示請求制度の趣旨を著しく逸脱したものであり、権利の濫用に当たるものであると認められる。

### (4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## (参 考)

### 1 審議の経過

平成27年 9月28日 諮問（諮問個第97号）  
10月28日 実施機関からの理由説明書の提出  
平成29年 1月20日 審議（平成28年度第9回会議）  
2月22日 審議（平成28年度第10回会議）  
5月25日 審議（平成29年度第1回会議）  
10月 6日 審議（平成29年度第4回会議）  
11月15日 審議（平成29年度第5回会議）

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会  
第2部会（部会長 市川 喜崇）